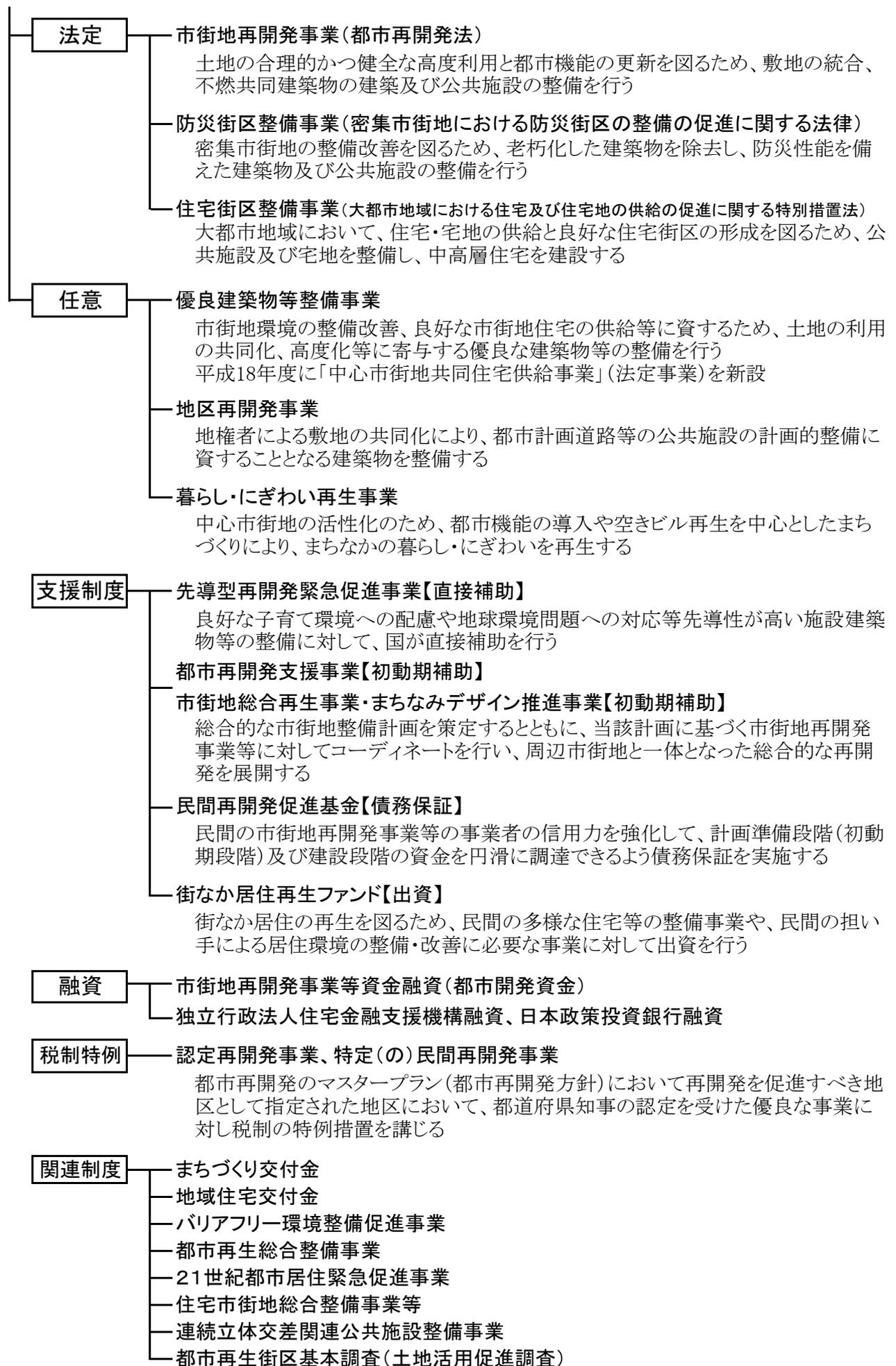


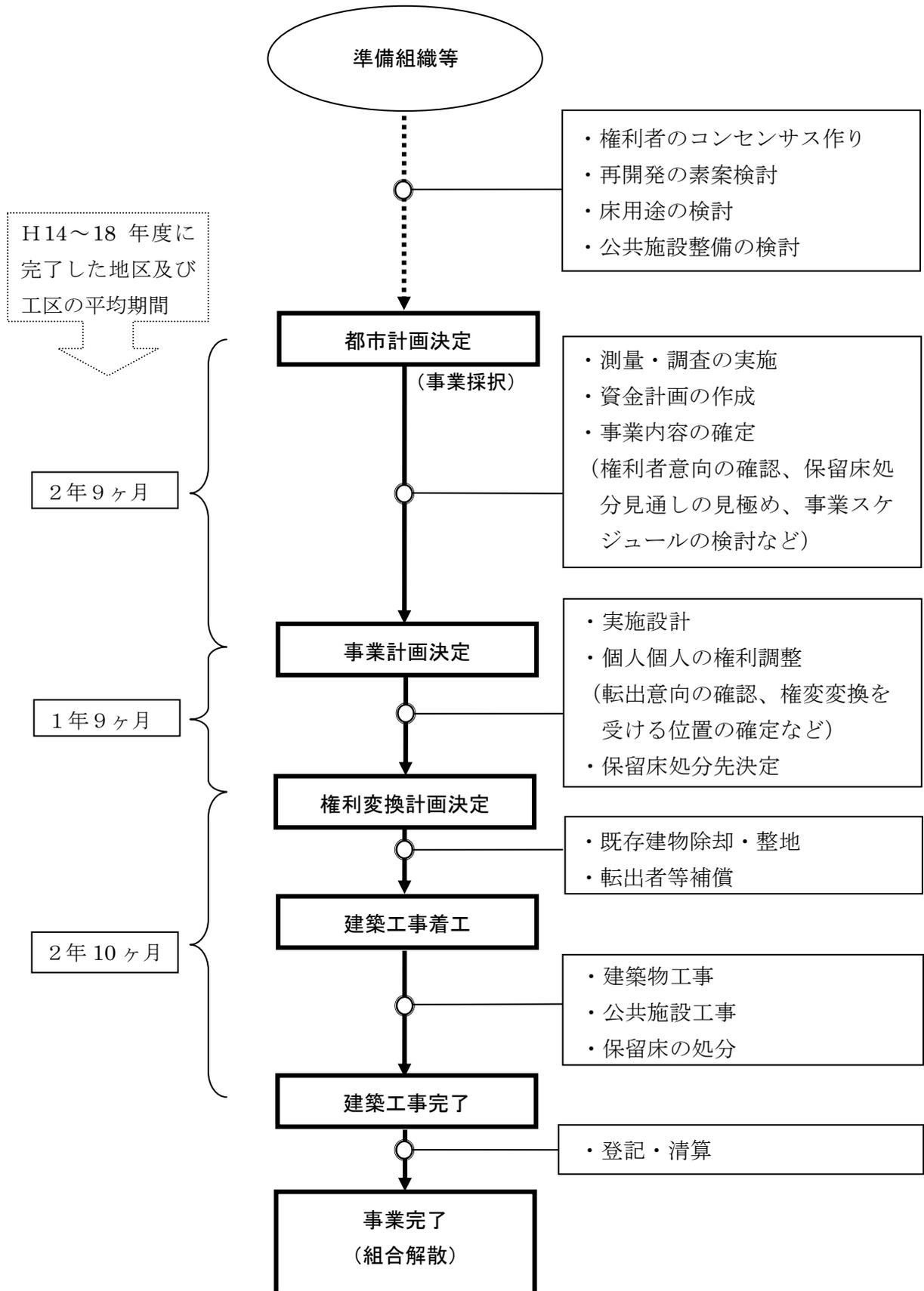
(参考①)

再開発手法



(参考②)

市街地再開発事業の流れ



(参考③)

市街地再開発事業の実績

市街地再開発事業は、平成19年3月31日現在、864地区、1,283haにおいて実施され、うち689地区、1,013haで事業を完了している。

【市街地再開発事業の実績】

(平成19年3月31日現在)

施 行 者	所 管	進 捗 段 階								合 計	
		事業完了		権利変換計画決定		事業計画決定		都市計画決定		地区数	面積(ha)
		地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)		
地方公共団体	都市・地域整備局	116	420.44	12	41.22	9	28.02	7	6.98	144	496.66
組 合	都市・地域整備局	105	157.15	16	33.40	5	11.16	16	23.75	142	225.46
	住宅局	290	279.91	35	32.21	15	10.27	25	20.99	365	343.38
	小計	395	437.06	51	65.61	20	21.43	41	44.74	507	568.84
再開発会社	都市・地域整備局	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.79	2	3.79
	住宅局	2	1.04	2	7.00	2	2.10	0	0.00	6	10.14
	小計	2	1.04	2	7.00	2	2.10	2	3.79	8	13.93
都市再生機構	都市・地域整備局	16	41.03	8	20.07	1	2.90	1	2.95	26	66.95
	住宅局	19	23.27	5	9.95	0	0.00	0	0.00	24	33.22
	小計	35	64.30	13	30.02	1	2.90	1	2.95	50	100.17
住宅供給公社	都市・地域整備局	3	2.37	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	2.37
	住宅局	7	9.35	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	9.35
	小計	10	11.72	0	0.00	0	0.00	0	0.00	10	11.72
個 人	都市・地域整備局	0	0.00	0	0.00	2	3.36	0	0.00	2	3.36
	住宅局	131	78.22	5	5.68	2	0.55	5	3.56	143	88.01
	小計	131	78.22	5	5.68	4	3.91	5	3.56	145	91.37
計	都市・地域整備局	240	620.99	36	94.69	17	45.44	26	37.47	319	798.59
	住宅局	449	391.79	47	54.84	19	12.92	30	24.55	545	484.10
	総計	689	1012.78	83	149.53	36	58.36	56	62.02	864	1282.69

注) ・ 施行者は、予定を含む。

- ・ 都市・地域整備局所管事業については、補助事業として採択された地区を対象としており、1の採択地区で2の施行者若しくは種別のある場合は、2地区としている。また、工区等ごとに進捗段階が分かれる地区については、それぞれの段階ごとに面積を計上し、全ての工区・街区等に共通した進捗段階において地区数を計上している。

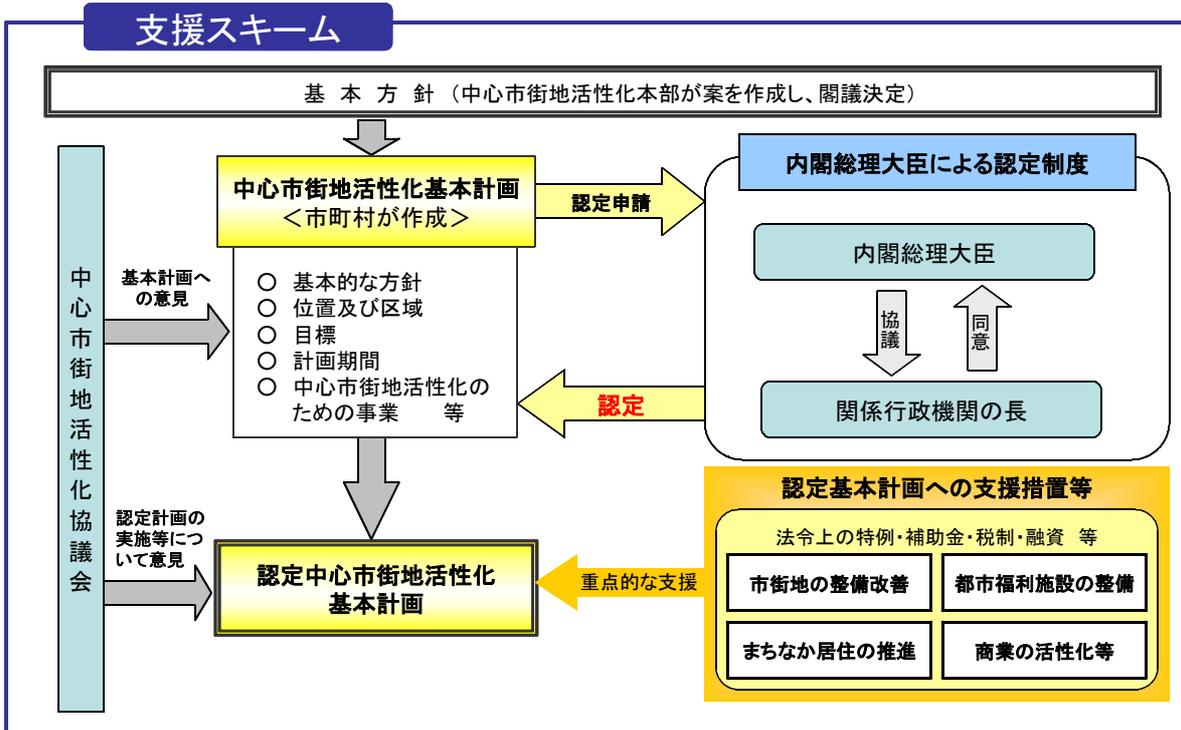
(参考④)

中心市街地活性化施策について

目的・基本理念

【目的】
 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進

【基本理念】
 快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取り組む、それに対し国が集中的に支援を行う。



中心市街地活性化関連支援策について(国土交通省関連)

中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化法に基づき市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣の認定を受けた地区における、認定基本計画に基づく以下の取組みに対して重点的な支援を実施する。

市街地の整備改善に資する事業

○街なか再生を促進するための面整備事業

面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、区画整理、再開発等の活用により面的な整備を推進。

○道路、公園、駐車場等の都市基盤施設等の整備

中心市街地を支える道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業を推進。

都市福利施設の整備に資する事業

○都市機能の集積促進

暮らしにぎわい再生事業を活用し、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を含めた、多様な都市機能の集積促進を図る。

街なか居住の推進に資する事業

○住宅、建築物の整備

中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド等を活用し多様なニーズに対応した優良な住宅の供給を促進。

○居住環境の整備

優良な住宅整備を行う事業と併せて、住宅市街地を総合的に整備し、居住環境の向上を推進。

商業の活性化に資する事業

その他中心市街地の活性化に資する事業

○公共交通機関の利用者の利便の増進

公共交通機関や交通結節点等の整備を進め、中心市街地へのアクセスの利便性の向上、中心市街地内の移動の利便性の向上を図る。

基本計画の認定状況

(平成19年8月1日時点)

第一次認定 (H19年2月8日)

- 富山市 (富山県)
- 青森市 (青森県)

第二次認定 (H19年5月28日)

- 久慈市 (岩手県)
- 金沢市 (石川県)
- 岐阜市 (岐阜県)
- 府中市 (広島県)
- 山口市 (山口県)
- 高松市 (香川県)
- 熊本市 (熊本県)
- 八代市 (熊本県)
- 豊後高田市 (大分県)
- 長野市 (長野県)
- 宮崎市 (宮崎県)

(参考⑤)

市街地整備施策のあり方について

(「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」社会資本整備審議会答申平成19年7月20日抜粋)

